

私たちは、待っている！

人権政策の実現を求める市民集会

～ 市民がチェックする政府の人権政策 ～

2010年6月9日

私たちは、待っている！

人権政策の早期実現を求める声明

私たちは、国際的な人権基準に沿った人権政策を日本において推進するために、長年にわたって取り組んでまいりました。

これまで、国連の自由権規約委員会、人種差別撤廃委員会、拷問禁止委員会、女性差別撤廃委員会などから、日本における人権の保護と推進のための勧告が出されてきました。これらの勧告は、マイノリティや社会的に弱い立場にある人びとの権利を保障していく政策を作るうえで、きわめて重要な指針となるものです。残念ながら、これらの勧告が指摘する課題について、これまでの日本政府の対応は鈍いものでした。複数の委員会から再三指摘されている独立した国内人権機関の設置や個人通報制度の導入についても、実現に至っておりません。

2009年9月に新たな連立政権が発足して以来、多くのNGO・市民団体は、人権に関連する諸政策に注目してきました。主要な与党である民主党の政策集『INDEX2009』の中には、NGO・市民団体が長年求め続けていたマイノリティの権利保障やその他の人権を尊重・保護を前進させる多くの公約が掲げられていたからです。

数多くある政策課題が一夜にして実現することはありません。しかし、現状では人権に関する政策協議は後回しにされ、具体的な動きにつながっていないと私たちは考えています。





今回、私たちは、さまざまな分野の問題に取り組む市民団体・NGOの協力を得て、政権与党が掲げる人権課題の進捗を評価いたしました。厳しいものですが、同時に、民主党が掲げた人権政策への期待を込めた評価でもあります。





社会の中で弱い立場にある人びとの権利を保障することは、政府の重要な役割の一つです。私たちは、連立政権、とりわけ主要な与党たる民主党が、国連からのさまざまな勧告を真摯に受け止め、また市民団体・NGOとの対話や協議を通じて、人権を保護するための政策に早期に着手され実現を目指すよう、要請します。





2010年6月9日





市民がチェックする政府の人権政策


※政策集『INDEX2009』にある人権に関連する項目をすべてカバーしているわけではありません。

課 題	評 価	内 容
<p>人権侵害救済機関の創設</p>		<p>千葉法務大臣就任時の記者会見などにおいて閣僚による前向きな答弁があったこと、民主党に「人権政策推進議員連盟」ができたこと、国際的人権保障制度実現に向けて横田洋三教授（中央大学法科大学院）が法務省特別顧問に就任した点を評価する。今後は、これまであまり耳を傾けてもらえなかった当事者の課題把握に努めること、パリ原則を満たした人権救済機関を設置するための法案を早期に提出することを期待する。</p>
<p>人権侵害の救済へ向け国際機関への個人通報制度を導入</p>		<p>政策インデックスでは、「速やかに」選択議定書の批准等の措置をするとあるが実現していない。個人通報制度の受入れの検討を主要業務のひとつとした「条約勧告履行室」が外務省に設けられたことは評価できるが、選択議定書批准に向けた具体的な動きはまだ見えておらず、次国会における速やかな批准を期待する。</p>
<p>難民認定委員会の創設・難民の生活支援</p>		<p>難民認定委員会の設置、「難民等の保護に関する法律」、「生活支援に関する法的規定」の整備は手つかず。就労できない難民申請者の生活に欠かせない保護費の支給対象が限定されたことは日本で安心して暮らす状況とは程遠く、むしろ事態は悪化している。2010年秋から日本政府は第三国定住事業（タイに逃れたミャンマー難民の受入）を始めるが、自力で日本にたどり着いた難民と第三国定住難民との公的支援の格差をなくし、定住をいかに促進するかが今後の課題である。</p>
<p>定住外国人の地方参政権</p>		<p>いま日本に住む外国人は220万人以上。在日コリアンなど特別永住者は42万人、在日中国人やブラジル人など一般永住者は49万人になる。民主党が昨年掲げた政策集INDEXには、「結党時の『基本政策』に『定住外国人の地方参政権などを早期に実現する』と掲げており、この方針（永住外国人の地方選挙権）は今後とも引き続き維持していきます」とあった。そして昨年10月9日、鳩山首相（当時）は「個人的考えとしては、前向きに結論を出したい」と言い、今年2月11日の衆院本会議では「法案提出に向けて論点の整理などを行っている」と答弁した。しかしこの公約は、与野党内の強硬な反対論によってまだ実現していない。いっぽう韓国では、先週6月2日に統一地方選挙が行われ、韓国に住み永住資格を持つ中国人や日本人は一票を投じた（2006年に続いて2回目）。なぜなら、彼ら彼女らは韓国民ではないが、韓国社会に住む「住民」だから。在日外国人を「労働力」として管理し続けるのか、あるいは地域社会を共に作るパートナー、住民自治の主体とするのか、その構想力が政権党に問われている。</p>

課 題	評 価	内 容
<p>教育の無償化</p>		<p>4月1日、高校授業料無償化法が施行され、民主党の公約の一つが実現した。そこでは外国人学校も対象とされた。これは教育行政上初めての画期的なことである。そして4月30日、対象となる外国人学校が31校（インターナショナル17、ブラジル8、台湾2、韓国1、イギリス1、フランス1、ドイツ1）告示された。しかし朝鮮学校だけは、「文部科学大臣が定めるところにより、高等学校の課程に類する課程を置くものと認められる」（省令第13号）まで、と先送りされた。これは、どのような論理をもっても正当化できないものである。国連の人種差別撤廃委員会は3月16日、総括所見の中で「子どもたちの教育に差別的な影響を与えるもの」として強い懸念を表明した。また、日本の人権状況を調査するために来日したピレイ国連人権高等弁務官は5月14日、「(高校) 授業料の免除は、すべての生徒に広げられるべきだ」と語った。この高校授業料無償化法では、受給権者は「学校」ではなく「生徒」となっている。そのことを、立法した国会議員も、それを執行する文部科学省も、再度確認すべきである。</p>
<p>あらゆる形態の婚外子差別撤廃</p> <p>民法で、婚外子の相続分が嫡出子の二分の一の定められていることを背景にして、就職・結婚における差別、婚外子に対する蔑視や侮辱が社会全体に蔓延している。日本政府は自由権規約、女性差別撤廃条約等の人権条約委員会から、婚外子差別を撤廃する責務を負っていることを勧告されている。</p>		<p>1996年に相続分差別撤廃を含む民法改正案が法制審から答申されたが、自民政権下では、内閣提案として国会に上程されなかった。政策集で民法改正の実行を掲げて総選挙を闘った民主党が政権与党となり、鳩山内閣の下で法改正が実現すると期待された。しかし、同じく民法改正案として提案されている選択的夫婦別姓制度の導入に反対があったため、改正案のすべてが閣議決定できなかった。政府は婚外子に対する社会的差別を解消するための人権啓発にただちに着手すべきである。いずれにしても、菅新首相には指導力を発揮することが期待されている。</p>
<p>無年金障がい者救済の拡充</p> <p>無年金となった理由ではなく、現に障がいを負っているという事実を受け止め、無年金障がい者全員に基礎的な所得保障を行うこと。</p>		<p>内閣府障がい者制度改革推進会議第一次意見に、在日無年金障害者等を「特定障害給付金」対象に拡大し、早急に困窮改善措置を講ずるべきとまとめられた。また、民主党議員を中心とする超党派議連では、年金制度改革による抜本的解決及び実現までの間「特定障害給付金」における初診日認定の見直しと在日無年金障害者への対象拡大を軸にした方針が確認された。政権交代による進捗は評価できる。しかし、抜本的解決策となる最低保障年金の行方は定かでない。菅内閣には「消費税率の引き上げなき無年金障害者の救済」を期待する。</p>
<p>アイヌ民族の人権を尊重した総合的施策確立へ</p>		<p>2009年12月に「アイヌ政策推進会議」が設置され、早速2つの作業部会（民族共生の象徴的空間および全国実態調査）が作業を進めている。しかし、「先住民族の権利に関する国連宣言」に従って、政策全体が見直されているとはいえない。また、政策の見直しは、アイヌ民族の先住民族としての権利を法制度として確立する見直しも見えがたい。政策を全国展開するための国民全体に対する先住民族の啓発、教育はほとんど行われていない。</p>

課 題	評 価	内 容
非正規労働者の労働条件確保 1) 労働者派遣法の改正 2) 期間の定めのある雇用契約についての締結自由や雇い止めの制限などを定める 3) 複数の職場をかけもちするマルチジョブホルダーに対する労働災害適用や労働時間管理、雇用保険法、社会保険の適用 4) 実質的に雇用関係にある請負自営業者に対する労働契約法の準用		<p>労働者を物扱いし、労働条件引き下げ、無権利状態を拡大する最大の根拠になってきた派遣法の抜本改正が、まず最初に実現されなければならない。続いて、有期雇用の規制・制限、請負自営業者の労働者性の確立、全ての労働者を対象とする労働保険（雇用保険・労災保険）、社会保険の適用など、非正規労働者を除外してきた諸制度を作り替えることが求められている。しかし、労働者派遣法改正は審議がストップしており、成立が危ぶまれている。出発のところで足踏みしている状況で、期待はずれだ。</p>
戦後諸課題への取り組み		<p>シベリア抑留者への未払い賃金に関する法律への取り組みは一步前進にも見えるが、国籍条項があるために同じ被害を受けた韓国・台湾出身の被害者には支給されず、国連人権機関等から差別的法律として指摘される可能性がある。インデックスにある「慰安婦」問題、国立国会図書館法の改正等の課題はいまだ解決の目処が見えていない。民主党に「戦後補償を考える議員連盟」が設立され、戦後諸課題の勉強を進めていることは評価できるが、戦争の被害者は高齢化して次々に亡くなっている。アジアの平和と安定のためにも、政府として戦後補償問題を優先課題に位置づけ、次期国会に包括的な施策を示すことを期待する。</p>
ホームレス自立支援		<p>「住宅手当」や「つなぎ融資資金」などの緊急対策を第2のセーフティネットとして導入したが、利用資格が制限されていたり、使い勝手の悪さがある。住宅手当は離職後2年後を条件とし、支給期間は半年。つなぎ資金は貯金口座がないと利用できず、申請後支給されるまで時間がかかりすぎ、「つなぎ」の役割を果たしていない。ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の2大政策である安定した雇用の場の確保、安定した居住場所の確保のための政策は手つかずのままである。緊急失業対策法の復活による国家責任での雇用の場の確保、民間住宅活用のための公的保証制度の導入、公営住宅の連帯保証人の免除など実効的政策が必要である。</p>
生活保護制度の拡充		<p>前政権下において削減・廃止された母子加算を復活したことについては努力のあとが見られる。だが、老齢加算は廃止したままである。貧困率を明示する姿勢を示したことは今後の対策の指標にはなるが、生活保護基準の底上げにつながるか不透明。生活保護受給者の就労支援策強化を打ち出しているが、雇用の場の確保を行わないままでは、保護抑制策につながりかねない。稼働能力のある保護受給者が増えているのは雇用が確保されていないから。保護の締め付けではなく、雇用の確保により是正を図るべき。</p>

課 題	評 価	内 容
<p>DV防止法の強化</p>		<p>2001年DV防止法制定以来、民主党の女性議員は、超党派の議員立法によるDV防止法改正に意欲的に取り組んでおり、高く評価できる。DV防止法の適用範囲の拡大や民間シェルターへの財政支援を盛り込んだ第三次法改正を求める声が高まるなか、意見交換会が数回開かれたのだが、参院少子・高齢共生社会調査会での審議には至っていない。また、性暴力被害者への支援体制の整備については、市民団体主導の院内集会が開かれたにとどまり、民主党の政策として具体化していない。DV防止法のみならず、女性の人権保障の観点から、性暴力や人身売買被害者への支援法制の整備や売春防止法の見直しなどに取り組む必要がある。</p>
<p>中国残留邦人支援 2007年改正中国残留邦人等自立支援法 にともなうきめ細かい運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援の収入認定 ・残留邦人等が死亡した場合の配偶者の生活支援 ・医療支援 		<p>改正法の定める老齢年金の満額支給などは一歩前進だが、そもそも改正法は国の法的責任を認めた上で立法されたものではないので権利性が薄く、正当な救済と言えるか議論の余地がある。2世・3世と同居する残留邦人に関してはいまだ2世などの収入を収入基準に算入している。残留邦人が死亡した場合の配偶者への支援は実現していない。医療機関の自由な選択は十分な通訳の派遣があってはじめて可能となるが、残留邦人へのアンケート結果から考えると医療通訳制度を周知していない自治体もあるようなので改善が必要。新支援策の運用のみならず、国の法的責任をも見据えた支援団体と政府の間の再協議が望まれる。</p>
<p>取り調べの可視化、証拠開示徹底 による冤罪防止</p>		<p>2010年10月以降、法務省、警察庁は「取調べの可視化」について、それぞれ勉強会や研究会を発足させた。法務省は、同省の勉強会について、少なくとも2011年6月までかかると表明。このため、取調べの可視化に関する法案提出の時期は不明のままとなっている。一方、中井国家公安委員長長の主導で、「捜査手法、取り調べの高度化を図るための研究会」が発足した。警察司法の捜査権限拡大案が浮上し、同研究会で委員から「取調べの可視化に冤罪防止機能はない」という発言が出るなど、議論の後退が懸念される。今後、取調べの可視化に関する刑訴法改正を速やかに実施すると共に、代用監獄制度の廃止など、刑事司法の抜本的改革に着手すべきである。</p>
<p>「終身刑」の検討を含む刑罰の 見直し</p>		<p>政策集 INDEX2009 では、「死刑存廃の国民的議論を行うとともに、終身刑を検討、仮釈放制度の客観化・透明化をはかります」とある。死刑の執行は昨年7月を最後に行われておらず、すでに300日を超える事実上の執行停止状態にある。死刑存廃の国民的議論を進める上で執行停止は必要な措置であり、評価できる。しかし、国民的議論を進めていくことについては、千葉法務大臣が記者会見などで繰り返し言及したが、具体的な動きにはなっていない。今後、死刑の執行を公式に停止し、死刑制度に関する調査会を設置して、死刑廃止に向けた調査・検討そして議論を開始することが望まれる。なお、死刑制度に関する情報公開は進んでおらず、死刑確定者の処遇状況も改善が見られない。終身刑や仮釈放制度の見直し等についても動きはない。</p>

課 題	評 価	内 容
再犯防止の取り組みの強化		<p>政策集 INDEX2009 では、「収容者の生活環境改善のための施設・職員体制の整備、適正な医療体制の整備」などがある。しかし、受刑者の人権保障は依然として不十分なままである。2007 年以降、内部通達や施設当局の裁量によって、受刑者の外部交通権は後退し、友人・知人の面会が事実上不可能になった刑務所もあると指摘されている。また、国際人権機関等から問題とされた、受刑者の昼夜間独居処遇（制限区分第 4 種指定による）も依然、改善が見られない。さらに、特に懲罰や医療の不備に対する不服申立て制度も実効性が不十分と指摘されているが、なお改善されていない。2011 年は、刑事被収容者処遇法の見直しの年となっており、政府は国際人権機関や NGO による勧告・意見を真摯に受け止め、同法の抜本的改正に踏み出すべきである。</p>

● 評価にご協力いただいた団体・個人 ●

市民外交センター（上村英明）／全国一般労働組合（遠藤一郎）／笹沼弘志（野宿者のためのしずおかパトロール事務局長）／アクティブ・ミュージアム「女たちの戦争と平和資料館」(wam)／在日無年金問題関東ネットワーク／人権市民会議／NPO 法人中国帰国者の会／「石原都知事の女性差別発言を許さず、公人の性差別をなくす会」／NPO 法人監獄人権センター／「婚外子」差別に謝罪と賠償を求める裁判を支援する会

● 主催団体 ●

アムネスティ・インターナショナル日本／移住労働者と連帯する全国ネットワーク／外国人 인권法連絡会

● 賛同団体 ●

アクティブ・ミュージアム「女たちの戦争と平和資料館」(wam)／「石原都知事の女性差別発言を許さず、公人の性差別をなくす会」／外国人学校・民族学校の制度的保障を実現する会／外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会／「婚外子」差別に謝罪と賠償を求める裁判を支援する会／在日韓国人問題研究所／在日コリアン青年連合(KEY)／在日無年金問題関東ネットワーク／人権市民会議／全国「精神病」者集団／フォーラム平和・人権・環境／定住外国人の地方参政権を実現させる日・韓・在日ネットワーク／反差別国際運動日本委員会 (IMADR-JC)